

総務政策常任委員会会議録

平成22年11月4日

場 所 第2委員会室

平成22年11月4日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○県民政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・口蹄疫復興対策について
- ・宮崎駅西口拠点施設整備事業について
- ・宮崎県口蹄疫対策検証委員会の調査状況について
- ・平成23年度当初予算編成方針について

出席委員（8人）

委員 長	押川 修一郎
副委員 長	河野 哲也
委員	横田 照夫
委員	松村 悟郎
委員	井上 紀代子
委員	鳥飼 謙二
委員	前屋敷 恵美
委員	武井 俊輔

欠席委員（1人）

委員	中村 幸一
----	-------

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	山下 健次
県民政策部次長 （政策担当）	土持 正弘
県民政策部次長 （県民生活担当）	江上 仁訓
総合政策課長	永山 英也

総務部

総務部長	稲用 博美
総務部次長 （総務・職員担当）	四本 孝
総務部次長 （財務・市町村担当）	岡田 英治
危機管理局長	甲斐 睦教
部参事兼総務課長	緒方 文彦
人事課長	桑山 秀彦
行政経営課長	大坪 篤史
財政課長	日隈 俊郎
危機管理課長	金井 嘉郁

事務局職員出席者

総務課主幹	馬場 輝夫
議事課主査	大下 香

○押川委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

本日は、県民政策部、総務部より報告事項の説明がありますが、関係課のみの出席となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した

後をお願いいたします。

○山下県民政策部長 県民政策部でございます。

お手元の総務政策常任委員会資料を1ページめくっていただいて、目次をごらんいただきたいと思います。

本日は、報告事項が2件ございます。

まず、Ⅰの口蹄疫復興対策についてであります。

口蹄疫からの再生・復興につきましては、8月上旬に国に具体的取り組みの要望を行って以来、国において検討が進められておりました。去る10月8日にその方針が示されましたので、これを受けまして、県の考え方や現在の取り組み状況等について御報告をするものであります。

次に、Ⅱの宮崎駅西口拠点施設整備事業についてであります。

本事業につきましては、ことしの3月に県有地の貸し付けを開始いたしまして、現在、建物の整備が逐次進められておりますが、その進捗状況について御報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上であります。

○永山総合政策課長 総合政策課でございます。

まず、口蹄疫の復興対策について説明をさせていただきます。

委員会資料の1ページ、口蹄疫復興対策についてでございます。1、対策の財源等についてのところでございます。10月8日に国の口蹄疫対策本部で国からの支援策が決定されました。これを踏まえて、県としての方針を固めたものでございます。

まず、国の方針につきまして、別添で配付させていただきますのでありますA4縦の資料、口蹄疫復興対策に係る国の対応でございます。めくっ

ていただきまして、2ページでございますが、口蹄疫復興対策に係る対応方針（基金要望関係）10月8日付のものでございます。これは、県からは300億円の県の基金への支援を要望しておりましたけれども、これは認められなかったということでございますが、これにかわる措置として国の方針が示されたものでございます。まず、1で畜産の再生等に緊急を要する補助事業、宮崎県に対して、事業規模として約90億円の補助事業を実施するというものでございます。内容的に3つございまして、まず、ア、基金の設置でございますが、南九州の4県を対象として、畜産再生のために3年間で必要な事業を実施できるよう、独立行政法人農畜産業振興機構に基金を設置し、補助事業を実施するものでございます。基金規模が33億円、補助率が3分の2でございますので、事業規模としては約50億円ということになります。なお、県の負担分については、交付税措置等を講ずるということになっております。イ、施設整備に対する支援ということでございますが、具体的には、経済連が西都市に予定しております野菜の冷凍加工施設等に対する支援を行うというものでございます。ウ、その他でございますが、既存の補助事業等も含めて積極的に宮崎県に対して採択を行うということで、一番最初に戻りますが、トータルで約90億円の補助事業を実施するというものでございます。

次のページ、2、運用益活用型基金の創設というものでございます。これにつきましては、3番目の黒丸にありますように、県が地方債を発行しまして1,000億円程度原資を調達し、県出資の財団法人で運用を行っていく。4番目の黒丸でございますが、その運用益を活用して市

町村の実施する復興事業への支援、観光振興、
商工業者への支援等を行っていくという内容で
ございます。これにつきましては、3番目の黒
丸にありますように、県が負担します利息分の
3分の2については交付税措置を国から支援を
行うということでございます。

参考1、参考2で書いておりますが、まず、
公共事業の実施につきましては、県単公共事業
に対する支援を要望しておりましたけれども、
これは実現しませんでした。社会資本整備事業
について、社会資本整備総合交付金等の活用を
図るというふうな整理がされております。今後、
具体的な事業等の要望を行っていききたいとい
うふうに考えております。参考2でござい
ますが、中小企業の応援ファンドということで、
9月議会で独立行政法人中小企業基盤整備機
構の支援を受けて、250億円のファンドを創
設いたしました。今後、ファンドの運用状況等
も見ながら、必要があれば増額も検討するとい
うふうな整理がされたところでございます。

次ページ以降に県から出しました39項目の要
望事項についての対応が整理されておりますが、
これにつきましては、後ほど、ごらんいただ
ければというふうに思っております。

委員会資料の1ページにお戻りいただきたい
と思います。国のこのような方針を踏まえまし
て、県の対応ということでございますが、まず、

(1) 国の口蹄疫対策関連補助事業の活用、90
億円程度と書いてありますが、先ほど申し上げ
ましたように、農畜産業振興機構の基金による
補助、あるいはそれ以外の国庫補助を積極的に
活用して、記載しておりますような農畜産業の
再生のための事業を展開していきたくて
考えております。

(2) 県の基金による対策でござい
ますが、

まず、①口蹄疫復興対策基金（取り崩し型）で
ございます。これにつきましては、9月議会で
承認をいただいたものでございます。30億円を
活用して畜産の再生、耕種転換、イメージア
ップ等々の事業に活用してまいります。②が運
用型基金でございしますが、国の交付税措置を受
けてやります1,000億円の規模、これにつ
いては運用型ということで、5年間ござい
ますが、おおむね20億円程度の運用益が出
るといふふうに考えております。これにつ
きましては、観光、商工業の回復、地域振興
などに充てていきたいというふう
に考えております。中小企業応援ファン
ドにつきましては、9月議会で承認いた
だいたものが250億円、これについては4
億円程度の運用益が出るということでござ
います。中小企業を支援するための事業を
実施してまいります。先ほど申し上げまし
たように、もしも今後必要が出てくれば、
これについては増額等もお願いをしてい
くという考え方を持っております。

(3) その他でございしますが、公共事業等
につきましては、県単事業を必要に応じて取
り崩し型の基金等を活用しながらやってい
くことも今後検討してまいりますし、国の
交付金等の積極的な活用を行っていきたく
て思っております。なお、その他、②で書
いてありますが、手当金等についても要
望を出しておりましたけれども、免税措
置が実現いたしました。これについては
農家にとって非常に大きな点ではなかつ
たかなというふうに思っております。

2、口蹄疫からの再生・復興方針の対応状
況については、これも別添でお配りして
おります。B4横の資料に基づいて概略を
説明させていただきます。これは、8月19
日に策定いたしました再生・復興の方針
について、これまでの取り組み、今後の
方針をまとめたものでございます。

真ん中の欄がこれまでの対応状況、一番右側が今後の見通しということでございます。

まず、(1) 防疫体制の強化・見直しにつきましては、対応状況の2番目でございますけれども、毎月20日を一斉消毒の日としてスタートしたところでございます。次の防疫マニュアル等の見直しについては、右側、今後の見通しの3番目の丸でございますが、マニュアルの見直しを12月末、防疫演習等を行ってまいります。その下に衛生管理マニュアルの配布(11月末めど)というふうに書いておりますが、これは、全農家に配布できるようなわかりやすいものを今、策定しているところでございます。真ん中の欄に戻っていただきまして、5番目でございますが、特定疾病のないモデル地域の構築ということでございます。豚につきましては、児湯地域の新生養豚プロジェクト協議会を中心に、農家の方々が既に動き始めております。これについてどのような支援ができるかということも含めて検討していく必要があると思っております。牛については、今、関係団体等と協議を行っているところでございます。牛白血病が中心になるというふうに思っておりますけれども、これにつきましても、実現をしていくためには、どのような支援が必要なのかということもあわせて検討することが重要でございます。それから、適正飼養密度について、これも取り組みとしてはこれからになります。児湯地域で導入が始まりましたけれども、いっぱいいっぱい導入するという状態ではございませんので、これからしっかり農家等とも話し合いを行っていく必要があると思っております。適正飼養密度を確保するという観点からは、制度的な担保も必要なのではないかということもございまして、このあたりについては国とも協議が必要であろうという

ふうに思っております。

(2) 安全・安心の確保につきましては、真ん中の欄でございますが、一番上の観察牛については順調に推移をいたしました。また、2番目の丸、肉用牛資源供給体制活用事業で中間保育等を行うという事業を行っておりますが、これにつきましても、今、円滑に進んでいるものでございます。

めくっていただきまして、2ページであります。2、畜産経営の安定に向けて、(1) 手当金の早期交付でございます。これにつきましては、10月末を目途にということで作業を進めておりましたけれども、それが実現できなかったということで、非常に申しわけなく思っております。右側に書いておりますが、11月中の支払いを目指して、現在、体制も強化して準備を行っているところでございます。

3、産地構造・産業構造の転換につきましては、(1) 農業資源の有効活用という観点でございますが、まず、目指しておりました経済連の冷凍加工施設につきましては、今、補正に出されているということでございまして、補助事業についてはおおむねめどが立ってきたということでございます。これを契機として、いろんな事業を展開していきたいというふうに考えております。(2) 6次産業化等につきましても、今後、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次のページ、4の埋却地の保全管理等につきまして、9月補正等でも認めていただいております緊急雇用の活用等によりまして、草刈り等の保守管理等を実施しているものでございます。これにつきましても、引き続き行っていく必要がございます。

4ページでございます。これからが他の産業

ということになります。まずはイメージあるいはブランドの回復という観点でございます。まず、1の「感謝」のメッセージという意味では、さまざまな広報活動等を行っておりますが、真ん中の欄の一番下、感謝祭の開催というふうに書いておりますけれども、本日、東京で政府関係者等、あるいは民間の協力者の方々に集まっております。感謝祭を開催する予定にしております。

2の「応援の輪」を活用した情報発信につきましても、さまざまな方々のコンサート等が実現しているところでございますけれども、今後も積極的にやっていきたいというふうに思っております。

次のページ、経済雇用対策の1、中小企業支援についてでございます。これにつきましては、5つ目の丸でございますが、先ほど申し上げました9月補正でお認めいただきました中小企業応援ファンドについて、現在、事業計画を進めているところでございます。

2の雇用対策につきましては、2番目の丸ですけれども、同じく9月補正で緊急雇用創出事業臨時特例基金の市町村補助金7億5,000万をお認めいただきました。現在、市町村からの事業の掘り起こしに努めているところでございます。この基金を活用して、臨時的な雇用の創出、農業、畜産が本格的に開始するまでのつなぎをしっかり行っていきたいと考えております。

次の6ページ、観光関連分野につきましては、スポーツイベントの開催について3,000万円の予算をいただいております。今後、関係機関等との協議を進めることとしております。それから、5つ目の丸になりますけれども、「来て！みて！宮崎キャンペーン」等を行っております。それなりの動きはできているのではないかなとい

うふうに思っておりますが、まだまだ観光客が戻ってきていないということがありますので、今後も積極的に展開をしていきたいと思っております。

商業、サービス業につきましては、真ん中の欄の一番下の丸、応援ファンドを活用しましてプレミアム商品券の発行支援等を行うこととしております。

次の7ページの6、公共事業等の実施というところでございます。9月補正におきまして、西都・児湯地区を中心に2億、補正事業をお認めいただいたところでございます。今後もそのような検討をしていきますとともに、先ほど申し上げましたように、国の交付金等の積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

8ページでございます。環境対策については、特に2の悪臭、3の地下水について、市町村と連携しまして既に事業を開始しているところでございます。ただ、これにつきましては、かなり長い期間にわたる取り組みが必要であるというふうに考えております。

9ページが地域振興対策でございますが、これにつきましては、真ん中の欄の一番上に書いておりますが、復興特区を要望しておりましたけれども、これについては前例がないということで認めていただけませんでしたけれども、内閣官房のほうでやっております総合特区制度につきまして、未来型食料供給産業創出特区という名称でございますが、畜産の再生等も含め提案を行っているところでございます。ぜひ、採択をいただけるよう、今後も積極的に働きかけをしていきたいというふうに思っております。

なお、これらの内容、今後の見通し等につきましては、10月26日に市町村の担当課等も集まっております。説明会を行いました。今後、

市町村ともしっかりと連携をして推進していきたいというふうに思っております。

今、御説明した内容の中にもまだまだこれから具体的な詰めを行わなければならないものがあるというふうに思っております。これらにつきましては、各部としっかりと連携をして具現化を図ってまいりたいというふうに考えております。

口蹄疫復興については以上でございます。

続きまして、委員会資料の2ページでございます。宮崎駅西口拠点施設整備事業について説明をさせていただきます。本事業につきましては、ことし3月から県有地の貸し付けを開始いたしまして、施設整備が進められているところでありますが、現在の進捗状況について報告をさせていただきます。

1の全体の整備計画については、右側のページとあわせてごらんください。市有地に建設中の壱番館につきましては、14階建ての複合ビルとなっております。1階にバスセンター、金融機関、観光案内施設、飲食・物販店舗等、2階・3階に飲食、物販店舗等、4階から7階は宮崎商工会議所とオフィス、8階にはコンベンション施設及びホテルのフロント・ロビー、9階から14階はホテルの客室が入居する計画となっております。(2)の県有地につきましては、立体駐車場、駐輪場、多目的広場が整備されることとなっております。

2の進捗状況につきましては、壱番館は工期が来年9月末となっておりますが、10月末現在で24%の進捗率となっております。現在は、右側のページの下欄にありますように、鉄骨工事を行っておりまして、年内にはこの鉄骨工事が終了する予定でございます。来年秋のオープンに向けて順調に進んでいると聞いております。ま

た、右ページの上の図にありますように、壱番館に隣接するバスターミナルの部分についても、今後、宮崎市で工事に着手予定となっております。今年度はバスターミナルの舗装と駅利用者駐車場の移設が予定されております。

次に、県有地につきましては、ことし4月から4階建ての立体駐車場の建設が進められていたところでありますが、先般、工事が完了し、11月1日から供用開始をしております。料金体系につきましては、地元からの要望、事業性等を踏まえ、表にありますように、壱番館オープンまでの暫定期間については、これまでの平置き駐車場の料金体系を維持していく計画となっております。壱番館オープン後につきましては、表の右側にありますように、やや金額を上げる計画となっておりますが、事業計画に沿った運用をしていくということでございます。

駐輪場につきましては、施設利用者用と市営の駐輪場が整備される計画であります。このうち市営駐輪場については、年度内には供用開始される予定となっております。現在、準備が進められているところであります。

多目的広場につきましては、現在、事業者が設計・イベント会社を交えまして具体的な利用方法について検討を進めているところであります。物販などの定期市や展示会などの実施によって市民が集い、憩える場所として利用していくことを考えております。

西口については以上でございます。よろしくお願いたします。

○押川委員長 執行部の説明が終わりました。委員の皆様、質疑はございませんでしょうか。

○松村委員 口蹄疫の復興対策についてお聞きしたいと思うんですが、地域の農業のあり方ということで、畑作とか、ほかに産地構造の転換

という形で、方向性予算措置等をされていると思うんですけども、畜産業の足腰を強くするというか、防疫体制に見合った畜産業を育てるための施策というのはどこに盛り込まれているのか、あるいは防疫対策に対する消毒とかを強化するための施設とか、あるいは多頭飼育をこれから適正飼育にするために、農場をある程度規模拡大させてあげるといふ、それらの施策に対してはどこを見ればよろしいのでしょうか。

○永山総合政策課長 防疫対策、今言われた点で言えば、今回の件を踏まえて、全国のモデルとなるような畜産地帯をどうつくっていくかという観点ですから、先ほど見ていただきましたB4横の資料でいえば、1ページの防疫体制の強化・見直し、あるいは安全・安心の確保ということになるだろうというふうに思います。ただ、今のところは、まだ具体的には各農家の意識の啓発、しっかり消毒しましょうねというレベルにとどまっています。飼養規模についても、どういう規模で、どうやった手順で進めていくのかということとどまっているということとございまして、その先にあるところで、例えば消毒体制の強化のために、個々の農家の施設整備にどのような支援ができるのか、あるいはする必要はあるのか等も含めてですけども、それらについては今後の検討ということになります。適正飼養密度を確保していくために、例えば集合させるとか、ブロックに分けていくとか、いろんな考え方があると思いますが、それらについても、先ほど申し上げましたけれども、まだこれからの取り組みということになるだろうと思っています。

○松村委員 児湯郡の農家というと後継者も結構たくさんいらっしゃって、意欲的な農家地帯であったわけですが、今回も復

興に向けて意欲は非常に高いということで、ピンチであるというのは皆さんもここ半年でわかったけれども、このピンチをチャンスに変えようという意識が物すごく強い。そういうときに、再生に向けてどれだけの畜産の施設基盤をつくってあげるかということも、今、ゼロからのスタートですけども、非常に意欲的な方もたくさんいらっしゃる。今回の体制については、今言われたように、ほとんど総論的な、これからですということですけども、ゼロからですから、スタートするには本当は今がチャンスなんです。農家の皆さんが本当にこれから強い畜産をやっていくためには、例えば、以前、施策がありましたね。施設整備のための2分の1補助とか、そういうことを優先的にこの地域に的確に持ってきて、そして力強い、畜産業、頑張りなさいという応援をしていくような目に見える施策がないと、私個人的にはいけないと思うんです。ところが、今回は施設整備に対しての具体的な補助が消えていますね。あるいは今回でも、消毒数関係にしても、農場の入り口にシャワーをつけたりとか、これはやろうと思えば即できることです。それに対しても、制度的に全部自分でやりなさいと言ったら、これは大変なことなんです。そこを誘導してあげるといふのが政策的なものじゃないかと思うんですけども、2分の1補助なりの、これからマニュアルをつくりませんじゃなくて、今、消毒に対してはこういう制度がありますから、これをしませんかと誘導するような具体的な施策が、いつできるかわからないけれども、今やらないといけないんじゃないかと思うんです。

○永山総合政策課長 今、一番最後に言われたマニュアルの部分等は、私もそのとおりだと思っています。遅いなというふうなことで、かなり

叱咤激励もやってきたんですけれども、少しスピード感がなかったなというふうには思っています。施設整備等についてどのような補助制度等ができるのかということでは、300億円の基金の中でそういうことができないかということは随分話はしてきました。結果として、そこが実らなかったということですから、国の補助事業等をどれだけ活用できるかということにやっぱりかかってくるんだろうなというふうには思っています。いずれにしても、今回、見ていただいたらわかりますけれども、まだまだ特に畜産の再生の部分で具体化していない部分がたくさんありますので、これについては、農政水産部にしっかり働きかけをして、復興対策本部を我々は預かっております。スピード感を持って対応するよということとは働きかけをしていく必要があるだろうというふうには思っております。

○松村委員 300億の基金というのは、私も本当に期待していたんですけれども、具体的な施設整備とかを含めて、これからスタートするものが認められなかったということで、現実と国の思惑と、県のほうでは一生懸命やっていただいたんですけれども、非常に地元としてはがっかりしている面があるというのは聞こえてきます。既存の制度があればそういうことは起こってこないと思うんです。既存の制度でカバーされていないからこそ、私どもは300億の基金というのを国のほうにお願いしてきたんですけれども、全くなされていないなど。例えば、野菜工場等は10億とかいう形で機能しています。これは畜産の復興じゃないんです。その辺が手厚さがないなということを非常に感じていましたけれども、また今後とも、引き続きよろしく願います。

○井上委員 松村委員に関連してなんですけれども、今、終息から2カ月たっていて、そして予算確保を含めて国との折衝とかも非常に大事だったと思います。一方では、JAも含めてですけれども、関連のところ等も含めて、宮崎県の中で再生と復興としたときはこういう形なんですよみたいなというのは、大卒どう議論されたのかというのが、私自身がよくわかっていないのかもしれませんが、そういうメッセージは余りなかったのではないかなというふうには思います。この2カ月の期間の中で、知事は最初から、日本型のモデル的な農業に仕上げていくんだと。それは世界的な意味でもというふうにおっしゃっているわけで、そのコンセプトははっきりしているわけだから、それについての議論というのは十分されたんですか。例えば、必要な予算はこうで、これについてはこういうふうに、これをこう張りつけていくんだみたいながないと、大卒、農家の皆さんと議論をしたときにちゃんとしたものがあるのかどうか、そこがきちんと私なんかでも理解できていないところがあるんですけれども。

○永山総合政策課長 どういう畜産地帯をつくっていくのかという意味でいえば、コンセプトははっきりしています。防疫体制が日本一しっかりしている、特定疾病のないモデル地域もつくっていききたい、できれば飼養規模等についてもしっかりコントロールができる、大規模農場等についても、家保等のコントロール下に置く等、さまざまなことについてはコンセプトはできていると思います。ただ、実際にそれをどう進めていくのかということについて、まだ十分に熟度が高まっていないというのは恐らく事実なんだろうと。ただ、防疫体制あるいは防疫意識の高まりというところに農政としてはかなり

力点を置いてやってきました。それについては、かなり進んできている部分はあるのではないかなというふうに思っております。ただ、先ほどの問いにもありましたけれども、今後、戦略的にどうやって新しい畜産地帯をつくっていったら、そこで所得を確保するのかという、その戦略性の部分についてはまだまだ不足している部分はあると思っています。それを自由に展開できるために、一応、300億という基金は要望したんですけれども、なかなか具体的に詰め切れない部分もありますので、補償金の支払いとか、防疫マニュアルの作成とあわせながら、そういう戦略を展開していくという意味では、なかなか既存の補助事業等も含めて活用が難しい面もありますから、自由になるお金が必要だというふうな主張はしていたところなんです。これが実らなかったということは事実なんですけれども、これは現実ですから、今後、具体的に戦略をどう描いて、それを具現化していくのかというのは、少し遅い部分はあるかもしれませんが、スピード感を持ってやっていく必要はあるだろうと。ただ、これは農政水産部としてどれだけ夢を持つかということだと私は思っていますので、新しい畜産地帯をどうつくるのかということ、それは我々としてはしっかり後押しをしていきたいなというふうに思っています。

○井上委員 つまりは畜産業だけじゃないんですね。農業全体の問題だと思うんです。だからこそ、農商工連携も含めてだけれども、いろんな意味での広がりとして、先ほど松村委員も言われたように、ピンチをチャンスにとすることは、これができるということだと思うんです。そういうコンセプトで私たちも考えているし、議員も多分、皆さんそういうふうに考えていると思うんです。だから、その議論を詰めていか

ないといけないのではないかと。そこがきちんと詰められているのかというのに疑問点があるということをお先ほど申し上げたわけです。経営するほうの側の皆さんの一人一人から聞けば物すごく不満が出てくると思うんです。宮崎県として、その方向性で行こうとする者にとってみたときに、絵にかいたものにどう近づけていくのかというのは、それはきちんとした指導性も持ってやっていただかないと困るのではないかなというふうに、私はこれは意見ですから、そういうふうに思っています。

ところで、運用型の基金の創設というのの中の公共事業の実施に係る支援として、社会資本整備総合交付金等の活用を図っていくと、大枠そういうふうになっているんですが、これは具体的にどういう事業を想定しているんですか。

○永山総合政策課長 今言われたのは、国のペーパーの3ページということによろしいんでしょうか。参考1は、運用型基金の話ではございません。これは、1、2があって、運用型基金はその上段で終わって、それ以外の国の考え方として、県が300億の基金の要望をしたものに対する国の考え方というもので示されたものでございます。基金でやりたいと県単公共事業についての支援をお願いしましたけれども、これは実らなかったんですけれども、国としては、公共事業が宮崎県等において、特に雇用の維持、お金が回るという意味で非常に重要であるということについては同意をするので、県単公共についての支援はしないけれども、社会資本整備総合交付金、これは通常の県のいろんな事業、道路とか港湾とか、そういう事業なんですけれども、それについて採択するに当たって配慮をしますよ、その活用を図っていきますよという意味合いということでございます。

○井上委員 宮崎に引き直して、再生と復興ということを常に頭に置いてしたときに具体的にどういう事業になるのかということを知っています。

○永山総合政策課長 例えば、西都・児湯地域における道路の整備であったり、橋梁の整備であったりということについて、国のこの交付金の採択をいただくということになります。具体的には、来年度の事業計画等については、国土交通省のほうに出しているという状況でございます。

○井上委員 議論がなかなかうまくできないけれども、次に行きます。

例えば、全農家に対して衛生管理マニュアルの配布をするというふうに先ほど説明も受けたんですが、口蹄疫の検証委員会との関係において、マニュアルはマニュアル、口蹄疫検証委員会は委員会、そういう感覚ですか。

○永山総合政策課長 衛生管理マニュアルというのは、国が示している飼養衛生管理基準の具体化ということで、各農家において、農場に入る際にはこんな消毒をしましょうねとか、長靴に履きかえるとか、さまざまなことをより具体的にわかりやすく示すものということでございます。検証委員会において主にやっていますのは、特に県のですけれども、今回の防疫措置が具体的にどうであったか、どこが足りなかったからこういうふうなものになったのか、あるいは発見がどうであったかというふうなところでございまして、これにつきましては、今、見いただいているペーパーに防疫マニュアルの見直しが12月末をめどと書いていますが、これは、県の検証委員会の最終報告がどうなるかわかりませんが、その時点では一定のまとまりがあるものが出ているという前提で、それを踏

まえて県の防疫マニュアルは最終的に見直しをするということで動いております。

○井上委員 余り細かくてもあれなのかわかりませんが、先ほど私が言いました中に、私が一番気になるのは、適正飼養密度についてということからいえば、きちんとしたものがないと、例えば、農家の皆さんが経営者としてこうしたいということと、現実これとは合わない場合というのがあるわけですよ。はっきり申し上げてそういうことは起こり得るわけですね。防疫マニュアルがあり、防疫的なこれがあったとしても、これについて宮崎県としてはこういうものにつくり上げていくんだというものがない限りは、また国に法整備をしてくださいよみたいな話で、全部国にみたいな形になるわけだけでも、こういうことも含めてちょっと気になるのは、総体的に宮崎県としては、こういう農畜産県にしたいと、水産業も含めてこういう食料基地としての宮崎というのを再生していきたいんだというようなものがないと、全部国が悪いんです、国がこうですという話だとイメージがわからないというか、そこだけに終始していいのかなというのがきょう説明を聞いた段階では……。11月議会で議論すればいいことですので、またさせていただきますが、問題点があるような気がします。

○永山総合政策課長 私の説明が悪かったのかもしれませんけれども、適正飼養密度をどうするのか、宮崎においてどの程度の規模でやっていけばいいのかということは、まずは主体的に県、市町村、農家の方々、団体がどうやってオーソライズしていくのかということなんだろうと思っています。ただ、そういう中でも、全員がその方針でいきましょうというわけには恐らくいかない。やはりたくさん飼って利益を上げる

ことが是だというふうな方もいらっしゃるわけです。そういう企業的経営体も実際にいらっしゃる中で、適正飼養規模を本当に県として遵守していくとなれば、法的な担保も必要になってくる可能性があるという意味合いで申し上げました。ただ、その前段としてさまざまな意見交換をやって、できるだけ皆さんが理解できるようなところに持っていく努力がまず必要だろうというふうに思っております。

○井上委員 だから何度もそれを申し上げているわけです。結果として、例えば、先ほど松村委員からも出たような施設の整備のことも含めてそうだけれども、我が経営の段階のときの話と、総体的な産地としてどういうものにつくり上げていくのかということとは相入れないものがある。そこに非常な矛盾点が出てくるということは事実ですね。もう一方では、宮崎県は一生懸命、農商工連携の事業の展開というのについても、今回がチャンスに変えられる一番のあれだと私も思っているわけです。だから西都の加工施設なんかも非常に期待をしているわけだけれども、だからこそ、事業の展開とチャンスに変えられるいろんなものが出てくるということだと思っております。そこが明確化されていないと、各部署も含めてそうだけれども、私は金は余りにも細かく切ってほしくないということを最終的には言っているわけです。各部のここで何百万、ここで何百万、ここで何ぼとかというような使い方では、絶対に再生と復興というのは難しいですよということを申し上げているわけです。きちんとしたコンセプト、そういう意味での予算の使い方をきちんとしてもらわないと、再生と復興というのはなかなか大変ですよということを申し上げているわけです。後はまた委員の皆さんからも意見が出ると思うので、

余りにも細かい予算の切り方をしてしまうと、本来的な効果というのは出てこないのではないかとこのことを心配しているわけです。それは私どもの意見で、相違もあるかも知れませんが、後はまた11月の議会で議論させてもらいたいと思います。

○押川委員長 答弁はいいですね。

○鳥飼委員 3点程度お聞きしたいと思います。宮崎県で努力をしていくというのは十分わかるんです。児湯地域の人たちはとりわけ十分な議論をして、適正飼養の体制なり適正配置といえますか、消毒についても、農家としての、自治体としての、県としての役割を十分議論していくというのはわかるんです。ここにも書いてありますけれども、そうなるといういろんな面で誘導をしていかなくちゃならないということがありますね。誘導策としては何があるかということ、予算的なものが一つありますし、もう一つは法的な規制がありますね。まだそのほかにもあるのかもしれませんが、そういうものが考えられるわけです。当然、復興対策というのは、農林水産省と十分な打ち合わせなり、合意なり、そういう努力をしておられるだろうなと思っております。特定疾病のない地域とか、そういうモデル地域をつくるか、そういうところについてしっかりとした合意なりというものが出ていかないと、宮崎県だけで努力をしても、とてもじゃないけれども、限界があるというふうに思っているんですけれども、永山課長に聞くのもちょっとどうかという感じはするんですが、こういうふうな御説明ですから、農林水産省なり、国の機関との連携といえますか、合意といえますか、そういう努力というのは現状どういうふうになっているんでしょうか。

○永山総合政策課長 宮崎県の復興あるいは再

生の方針の基本的な考え方については、国にかなりの頻度にわたって説明をしております。宮崎県の考え方については十分御理解はいただいているものというふうに理解しています。ただ、今回の件を踏まえて、特定疾病のない地域の構築あるいは適正飼養規模ということについては、相当ハードルが高いということも事実でありまして、国の方針としてそれを全国的なものとしてやっていきたいと思いますところには、恐らく余りにもハードルが高過ぎることなんでしょうなと思っています。ただ、我々は、あくまでもモデル地域をつくりたいということで国に話をしておりますので、ぜひ御理解をいただいて同一歩調で進めていただきたいと思っています。ただ、そのレベルまではまだ来ていないのではないかなど。やはり、もう少し説明をしていく必要があるんだろうなというふうに思っております。

○鳥飼委員 再三言ってきましたけれども、国との無用な対立というのは本当に不要なんです。事務的なところで努力をしているものが結局前に進まない一つの要因になるのではないかなと私自身は思っておるものですから、ああいうことを繰り返し申し上げたわけですけれども、ここでもう言う必要はありませんけれども、復興特区が認められなかったというのは、畜産をやっているのは宮崎だけではないよというのは国にあるわけですね。被害に遭ったのは宮崎だけじゃないと。例えば、鹿児島で観議連が月曜日からあって、鹿児島の議員とか熊本の議員と話して、いろいろ迷惑をかけましたねという話を私どもも私どもなりにしてまいりましたけれども、そういうところでも競りがやられないとかいうことで実際的な被害を受けているわけで、それをどうやってカバーしていくのかというの

は非常に大事ですから、十分国と連携をとっていただくということが大事だろうと思います。そういう意味では、適正飼養密度、この中にも書いてあるように、ある程度の強制力も必要だとか、それ以外に誘導策、例えば資金的な面とか、そういうものがないと、もう11月から始まるんですね。地域の人たちも十分考えておられるだろうと思うわけですけれども、それを地元の松村委員も言われるように、そういうものをつくっていく、これは県の財政力だけでは難しいというのももちろんあるんですけれども、それは国との関係をもっともっと深めていって努力をしていっていただきたいというふうなことを、ここではお願いだけにかえておきたいと思っています。

畜産農家に対する復興対策についてはいろいろと御説明がございました。そこで、経済雇用対策といいますか、B4の5ページ以降のところなんですけれども、中小企業応援ファンドを9月からということで、若干の資金的なもの、緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金の補正とか、そういうことで努力はされているんですけれども、私は、この冬を越せないところが出てくるんじゃないかというところを一番心配しているんですね。中小の商業者、工業者、観光業者、卑近な例で言えば西橋通りの飲食店も含めてなんですけれども、今度の口蹄疫の被害というものは、確かに、徐々に観光客も戻ってきてつつあるとか、街に少しずつにぎわいが出てきているというのはありますけれども、しかし、それはまだまだ継続をしているんですよ。8月いっぱいでしたか、資金の融通を商工のほうでやっていただいたんですけれども、それも据え置きで、また返していかなくちゃならないというのがあります。既存の資金を返さなくちゃ

ならないという上に、お客さんはぐんと減っているというのがあるんですね。そこに対する手当てというものが、やっぱり資金的なものになるんですけれども、不足をしているなど。ここをどういうふうにしていこうとされるのかなど。ないそでは振れんとよと言われればそれまでなんですけれども、現状をどう考えておられるのかということをお尋ねしたいんですけれども。

○永山総合政策課長 我々も、思ったほどのスピードで回復してきていないということがあります。口蹄疫の影響プラス日本全体の景気の低迷ということが恐らくあるだろうというふうに思っています。資金繰りにつきましては、口蹄疫関係の貸し付けは終わりましたけれども、セーフティネット貸付を使っていきたいということで商工のほうから話を聞いておまして、できるだけ柔軟に対応していきたいなというふうに思っております。なお、日本全体の景気対策についても、今回、予算が示されておりますので、それをうまく活用しながら、できるだけ景気の浮揚等に努めていく必要があるだろうと。これについても総合政策課のほうで取り組んでいく必要があるだろうなというふうに思っております。

○鳥飼委員 既存のセーフティネットの制度の中でやっていこうと、それでは間に合わんのかなと思うんですよ。私はそういう意味では危機感が薄いんじゃないかなというふうな思いがします。なぜ状況をお聞きしたのかというと、この冬が越せないんじゃないか、倒産とか出てくるんじゃないかなと僕は本当に危機感を持っていて、下手をすると生命保険で借金を払っていかざるを得ないとか、そんな感じの悲劇的なことも起きるんじゃないかなというふうに思っているんです。それをカバーするような、

この間、8月までの特例でやっていただいたんですけれども、これにかわるような、これを引き継ぐような制度を早急につくってもらいたい。これは十分検討していただきたいんです。

○永山総合政策課長 商工観光労働部としっかり話し合いをしてみます。

○鳥飼委員 予算の面もちろんあるんですけれども、現状は本当に厳しいと僕は思っています。皆さん方も出歩かれてそんなふうに思われるだろうと思うんです。それなりに飯が食っていける人はいいけれども、飯も食えない、そうなるくるといふところが出てくるということだけは、そういうところに対して手を打つということだけはしっかりとやっていただきたいということをお願いしたいと思っております。

もう一つ、最後になりますけれども、県民政策部の資料の1ページの口蹄疫復興対策についてということで、国の口蹄疫対策関連補助事業の活用90億円とか県の基金で54億、そういうふうにあります。それぞれ見てみますと、県の負担になるところは適切な地方財政措置を講じていくとかいうふうに書いてあるんですけれども、県の支出、独自の持ち出しになっていく部分というのはどの程度というふうに想定しておるんですか。

○永山総合政策課長 国の90億円の補助事業につきましては、どれだけの補助率になるのかというのが、基金事業については3分の2ということで決まっておりますけれども、その他の補助事業についてはさまざまございますので、それがどの程度になるのかというのは、これからどういう事業を打っていけるのかということで決まってまいります。したがって、県の負担がどこまでになるのかというのはこれからなるかなというふうに思います。トータルでいえ

ば、90億円の補助事業がもし全部が県が関連する事業となれば、3分の2から2分の1程度は県の負担になってくるということでございますけれども、実際には、例えば経済連の補助事業等もこの中に入ってまいりますので、すべてが県の負担は生じてくるものではございません。これからの具体的な事業の構築によってそこは動いてくるということでございます。

それから、1,000億の部分については、おおむね利息が20億円、運用益でありますけれども、県の起債分の負担も20億円でございます。3分の2は国から出ますので、約7億程度が県の純粋な負担ということになるだろうというふうに思っております。

○鳥飼委員 総務部とも連携して、どの程度の負担になると今後予想されるというものを出示していただきたいと思うんです。県の財政は非常に逼迫してきているという状況もありますし、国の補助事業の問題もあるから不確かな部分もあるんですけれども、しかし、おおむねどの程度とかいうようなことで県民に示してもらったほうがいいのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。交付税措置をとかいろんなことが書いてありますけれども、私ども国を余り信用できないものですから、どの程度負担があつて、どの程度ということだけは頭に入れて、だからといって、国の交付税措置をしますということを全部信用するわけでもないんですけれども、しかし、それは認識として我々は持つておく必要があるというふうに思ひますので、そこはよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。終わります。

○横田委員 特定疾病のないモデル地域の構築についてお尋ねしたいんですが、このモデル地域というのは、児湯地域じゃなくて県内全域と

いうふうに理解しているんですが、それによろしいんでしょうか。

○永山総合政策課長 これは、実際に牛・豚がいなくなったところでスタートするのが一番モデル地域の構築という意味ではいいだろうと。実際にオーエスキー病であつたり牛白血病があるわけですから、そういう意味では、まずモデル地域は児湯郡につくっていくことが一番いいだろうと思ひています。ただ、それをどうやって広げていくかということはこれからの課題だろうというふうに思ひます。

○横田委員 牛について、牛白血病ウイルスが特定疾病に選ばれた理由は何なんでしょうか。

○永山総合政策課長 申しわけありません。そこまてになると私もよくわからないところがありますが、かなり影響の大きい疾病である、数的にもそう少なくはないという認識があるのではないかなというふうに思ひます。

○横田委員 実は今、農家段階で牛白血病に非常に関心が高まっているんですね。口蹄疫が終息してから導入した人が、20数頭導入した牛の中で、2～3頭そのウイルスを持っている牛がいるということがわかつたということで、北海道とか長崎とか、そこらあたりから導入した牛にそういうのがいたらしいんです。もう北海道からは導入できんね、長崎からは導入できんねという話になっているんです。結局、逆を返せば、宮崎県から県外に導入されていった牛にそういうウイルスが見つければ、宮崎県には行けないなということになりますね。特定疾病のないモデル地域をつくるということは、児湯郡だけじゃなくて、宮崎県全体で取り組む必要があるんじゃないかなと思ひますね。牛白血病に関しては、当然、全頭検査するのがベストだと思ひますけれども、例えば任意でする場合だつ

たら、競り名簿の中に、この牛は検査をしています、ウイルスを持っていませんというのを記載する、そういうことをしないと全然広まらないような気がするんですね。それか、できれば全頭検査して、宮崎県から競りで出ていく牛には1頭もおりませんよということを全国に知らしめれば、非常に付加価値も高まって、県外からの評価も高まるというふうに思います。

もう一つ、ウイルスを保菌した牛を隔離する施設、それも絶対必要だということなんですね。私もこの白血病に関しては全く勉強ができていませんけれども、これから一緒に勉強していきたいと思いますので、そういった方向で御検討をいただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○永山総合政策課長 こういう取り組みをやった地域がないものですから、どうやっていくのかということをもさに今、農政とも話をしているところでもありますけれども、基本的には、母牛・母豚の導入に当たって、かなり注意をすべきことなんだろうというふうに思っています。ただ、そこでもしもウイルスが発見された場合には、母牛・母豚として活用できないということになります。その分の農家のリスクをどうするのか、それがかなりリスクが少なければそれほど大きなことではないんですけれども、ある一定程度は出てくるということになれば、うまくリスクを回避してあげるだけの予算措置等も必要になってくると。それだけのバックボーンがなければ絵にかいたもちになってしまうということもあります。ですから、もう少し具体化に向けてはいろんなことを考えなければならぬんだらうなと思っています。ただ、先ほど申し上げましたように、いいチャンスですので、こうやっていけば生産性が上がるし、他県から

も信頼されるし、ブランド力も高まるというものをごこういう取り組みで示していく必要があるんだらうなというふうに思っております。

○横田委員 当然、これから全国的にこの白血病の関心は高まってくると思うんですね。ほとんどの県が導入後に検査をする体制ができてくると思うんですけれども、もし見つかったら、農家に対して賠償と申しますか、返却とか、そういうことが発生してくると思うんですね。そうなったらますます大変なことになってきますので、全国の流れをちゃんと見ていながら進めてほしいなと思います。

○押川委員長 要望でよろしいですか。

○前屋敷委員 地域再生の支援の件ですけれども、250億のファンドの活用などが特に地域の再生に使われるということもあります。今、飲食店も含めて中小業が年内を越せるかどうかという話もさっき出ましたけれども、私もいろんなお話を聞きますけれども、切実な状況があります。お客さんは本当に戻らないという話で、直接、業者の方からもそういう声を聞きます。ファンドの活用での運用益で手当てをする問題と、従来のセーフティネット貸付の活用ということも出されているんですけれども、柔軟な対応をされるということだったんですけれども、この柔軟の中身を具体化していかないと、セーフティネット貸付の場合でも、いろんな条件がハードルが高くて、今のこの景気低迷の経済状況の中で、税の滞納であるとか、そういうところは多いんですね。そうすると、納税していなければ借りられないというようなことがあったり、かなりネックになっているということも実例としてかなり聞きますので、そういうところのハードルを下げ、今、支援をすれば何とかつないでいけるという方々は本当に多いと思うんです。

そういった意味では、柔軟なという中身を具体化して、今、手当てができるというところのものが必要かと思うんですけれども、そこは商工との関係もあると思うんですけれども、その辺の具体的な見通しなどはどうですか。

○永山総合政策課長 まず、前段の中小企業応援ファンド等についてですけれども、これについては、中小企業の事業の支援ということですので、5年間で4億程度しか出てきませんから、これを資金繰りのところに充てるというのは恐らく無理なんだろうなと思っています。やっぱりプレミアム商品券等で需要をどう喚起していくのかということなんだと思っています。中小企業の売上げの減少とか資金繰りが厳しいということについて、直接的になかなか支援ができないものですから、プレミアム商品券であるとか、宮崎県においては公共事業の実施であるとか、畜産が物が動いていくことで全体の物が動き始めるとかというところで、間接的に刺激策を講じていくということが現実にはあるというふうに思っています。ただ、一方で、今、お話がありましたように、資金の面について、具体的にまだここをこうしましょうとか、ここが困っていて対応できない部分があるということまで私も実態が十分に把握できておりませんので、商工としっかり話はしてみたいというふうに思っております。

○前屋敷委員 その辺のところはスピード感を持って進めていかないと、なかなか救えるところも救えないということなので、ぜひ、そのところの努力はお願いをしたいというふうに思います。

それと、別件ですけれども、被害に遭われた農家が再建する手助けのところで、預託農家の問題が今、出ていまして、直接私も御相談も受

けている部分もあるんですけれども、委託農家、預託農家、民民の問題だと片づけられないことがあるんですね。委託農家にはちゃんと国からの補償も含めて出ている部分を、どう預託農家に再生できるように還元するかという問題と、疾病のないモデル地域をつくるという方針が出されて、委託農家のほうがもう児湯ではやらないというような方針も出されている。これは会社の方針ですから、それをどうこうするということはできないんですけれども、それで被害を受けるのは預託農家なんですね。自分たちの意思に反して、もうそういうことはやられないということになったりするものですから、そこをあわせて資金繰り——資金繰りというのも、委託農家から受けて、御自分で施設は増設されたりして、まだその支払いが残っているんですけども、もう仕事ができないというようなことで、自己破産も考えているというようなことなので、実際、被害に遭った農家が本当に再生を目指しているのにそれができないという農家を救うという問題も、委託農家、預託農家の関係のところにも、やはり県からの一定の補償も含めての指導あたりのところは必要じゃないかというふうに思うんですけれども、その辺はどうですか。

○永山総合政策課長 預託農家に対してということですが、県も、これは農政水産部の対応ということになりますが、全く手をつけていないという話ではございません。あくまでも、補償・補てんの中で、預託農家に対してしっかりした対応をとるようということについての指導は行っているということでございます。ただ、委員も言われましたけれども、最終的には民民の話でございますので、幾ら払いなさいというところまで県が踏み込むのはなかなか難し

いんではないかなというふうに思いますけれども、今、さまざまな事案が起きているということで我々も話は聞いておりますので、今まで以上にしっかり指導等を行う必要があるのではないかなというふうに思います。

○前屋敷委員 企業としての責任を果たして宮崎の畜産、農業を守るという点では、一定の県からの十分な指導は必要かと思っておりますので、そこはぜひ、徹底してお願いしたいというふうに思います。

もう一件、補償金の問題ですけれども、この手当てについては11月中に一定のめどをつけるということなんですが、今、概算払いほどの程度渡っているんですか。ここの問題を聞くんですね。果たして11月中にそれが完了するのかどうか。

○永山総合政策課長 概算はおおむね行き渡っているのではないかなというふうに私は報告を受けていたんですが、精算払いが11月中ということで報告を聞いておりますが、実態全部は把握しておりません。

○前屋敷委員 概算払いがどの程度のものかということですか。

○永山総合政策課長 トータルでいえば、たしか3割から4割ぐらいは出ていたというふうに思います。

○押川委員長 今の件、多分これは畜産課との協議になると思うんですけれども、我々もきのう、児湯畜連の子牛競りが2回目がありまして、その席でもやっぱりそういう意見を聞くんですよ。だから、概算金を例えば6割、7割払って、精算は後払いの精算でしていけば何とか対応できるという声を聞くんですよ。これは、皆さん方に聞いてもなかなかでしょうから、畜産課ともう少し詰めてもらって、早くやってもらわな

いと、11月となっているけれども、恐らく11月に来るのかなという不安があると思うんです。そういうことで、ここで答えをもらっても大変でしょうから、農政と早目に詰めていただいて、また回答をお願いしたいと思いますが、前屋敷委員、よろしいでしょうか。

○前屋敷委員 結構です。

○松村委員 ワクチン農家を中心に500件ぐらい精算払いはもう済んでいるみたいです。最終的な申請が上がらない部分もあるんです。大方精算が先月の27、28日ぐらいから始まっています。全部で大体1,300件でしたか、そのうちの500件ぐらいがもう精算払いが……。

○前屋敷委員 ぜひ、よろしく願います。いいです。

○武井委員 私もそれを聞こうかなと思ったんですが、松村委員の適切な御説明、ありがとうございました。

その件は割愛してお伺いしますが、国の対応の50億円の南九州と書いてあるところなんですけれども、当然、鹿児島県とか熊本県もいろいろな主張・意見があろうかと思うんですけれども、そういった意見の調整というのはどのように図られて、今の現状の中でこの50億円のうち宮崎県のほうに割り当てられるのがおおむねこれぐらいとかいうのは議論できているのか、お伺いをします。

○永山総合政策課長 これは、国のほうから各県の農政水産部に、こういう事業をやりますよということで考え方を示されております。その事業内容は、基本的に宮崎県から提案したものをベースにつくられております。実際に50億円あるいは33億円の基金が南九州4県でどの配分になるのかというのは、まだ決まっておりません。宮崎県分だけでそれを上回るぐらいの事業

ベースはございますので、あとは……。宮崎県はこれまで組み立ててまいりましたから、すぐ提案できる内容がたくさんある。一方でほかの県についてはまだまだというところもありますので、最終的な配分が決まるのはもう少し時間がかかるんだろうなというふうに思っております。ただ、できるだけたくさん宮崎県に持ってきてほしいというふうに思っております。

○武井委員 宮崎はいろんなことがありましたから、当然、さっきおっしゃったとおりで、いろんな計算とかもできているでしょうけれども、他県、熊本、鹿児島のがそろって、なおかつ、それで金額の配分が確定しないと色々な事業というのは進めていけないということになるのか、それだとどれぐらいまで待てばいいのかどうか、そのあたりの時間軸的なものをお聞かせいただきたいと思います。

○永山総合政策課長 これもまだ国と十分調整ができていないようではございますけれども、例えば、観察牛に対する支援であるとか、種牛等の造成に要する支援は宮崎県だけのメニューになっております。したがって、そういうものについては先に走っていきましょうということが可能であれば、手をつけられるものは早目に手をつけていくということになると思いますけれども、まだその全体スキームは明らかにはなっておりません。これからだというふうに思います。

○武井委員 なるだけその辺が早くなるようにお願いをしたいと思います。

次に、1,000億円の基金のところ宮崎県出資の財団法人が基金を創設し、法人を立ち上げるみたいなのがどこかにあったと思うんですけども、これは新しく財団法人をこのためにつくるという理解でよろしいですか。

○永山総合政策課長 まだ最終的に完全にコン

クリートしているわけではありませんけれども、これまでの災害復興、新潟中越等も含めまして、すべて新たな法人を立ち上げてきているというのが前例でございます、基本的には、新たな財団を立ち上げることになるのではないかなというふうに思っております。今、最後の詰めをしているところでございます。

○武井委員 例えば国際コンベンション基金、いわゆるリゾート基金があってコンベンション協会に出したりとかということもしたんですが、新しく財団法人をつくらるとなると、行政コスト的に、そこにまた人を張りつけて、また人を出してみたいな形で、できれば既存の法人にお願いしたほうが運用のコストというのはいかからないんじゃないかと思うんですが、これを運用するためにお金が余計かかるというと、非常に本末転倒な感があるんですが、そのあたりのコスト的なものを含めてどうお考えなのか、お伺いをします。

○永山総合政策課長 新規立ち上げを基軸で考えている理由としては、国が3分の2の補てんをするという基本的な整理の中に、一番わかりやすい形でお金が回っている、ほかへの流用であったり云々がない形が望ましいというふうな意見があるというのが一つございます。それと、今回、観光あるいは商工業、市町村への支援等ということになりますと、それにびったりくるような法人がなかなかないということもございまして、基本的には新しい法人をとということになるかなと思っております。委員がおっしゃったように、それでコストがかかってしまったのは何にもなりませんので、そのあたりについては、できるだけ低コストでやれる方式を考えていく必要があるだろうと。まだ最終的にそこを決めていないというのは、そういう面も含めて

今、検討しているというところでございます。

○武井委員 わかりました。

続いてですが、先ほど、前屋敷委員の件でありましたプレミアム商品券の件ですが、商工会議所、宮崎なんかでもそうですけれども、今まで5万円だったものを20万円ですか、上げたり、期間の延長をしたりということがあって、いろいろ話を聞くと、売れ行き等も、平たく言えば非常に苦戦をしているというような状況のようなんですけれども、まさに需要を喚起するという意味で、飲食店も含めて非常に重要なツールだと思うんですけれども、全般的に見て非常に苦戦をしているということについては、どういう現状認識を持っていらっしゃるか、まずお伺いをしたいと思います。

○永山総合政策課長 復興対策としてプレミアム商品券を各市町村ともどんと出したこともあって、そこで相当程度協力をいただいて、少しそこで出し切っているという部分があるのは事実かなというふうには思っております。ただ、需要を喚起するという意味で、これにかわるツールがなかなかないというのが実態でございます。これについては、働きかけ、利用の促進を図っていくということが今、肝要なのだろうというふうに思っております。

○武井委員 まさにそのとおりで、1割なのか2割なのかとか、いろんなたれば論はあったんでしょうけれども、こういう形で今、回っていますので、それはそれでやっていかなければいけないと思うんですが、前にちょっと話もしたんですが、県庁あたりも、県の職員さんたくさんいらっしゃるわけですから、県庁で職員向けに購入の促進をするとか、そういったようなことで、いわば県としての自助努力というものもあってしかるべきだと思うんですが、そういう

ことがされているようには見えないんですけれども、そのあたりへの取り組みというのは、県がまず率先してしていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○永山総合政策課長 働きかけが県庁内でもあっておりまして、私も購入をしております。ただ強制まではできませんので、できるだけ皆さんの積極的な取り組みをお願いしていきたいというふうに思っています。

○武井委員 職員、私も世代の近い職員なんかに聞きますが、案内は確かに回ってきている、LANとかでもあるということですが、例えば3時の案内とかを聞いていても、特段に何かそれについて話があるようでもありませんし、できたらそこをもう一步踏み込んで、各出先機関であれば、都城とか延岡とか小林とか、それぞれのところはそれぞれでももちろんすべきでしょうけれども、これは別に損をするものではありませんから、何らかの目標を決めて、県としてももうちょっと一步踏み込んで取り組みをしていくと。県の職員さん、警察まで合わせれば全部で2万人弱いらっしゃるわけですから、その方が1セットでも2セットでも買っていただくということでも大分違うと思うんで、その辺をもう少し県として積極的に取り組んでいただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○永山総合政策課長 私も同感ではあります。どうやったらできるのか、関係部と話をしてみたいと思います。

○武井委員 お願いします。以上です。

○河野副委員長 確認というか、もしかしたら部が違うかもしれないけれども、先ほど、松村委員もおっしゃっていたんですが、私も、農家の声というのが県に届くシステムというのが

ふぐあいを生じているのかなと思って、例えば特定疾病のないモデル地域の構築という中で、新生養豚プロジェクト協議会の組織はどういう仕組みになっているのかという中で、農家の方々、養豚農家というのが横の連携がどうなのかなというのの一つあって、声が十分吸い上がっている組織になっているのかということと、あと、個人的に聞いたのでは、プロジェクト協議会の中に獣医さんとかは入っているんでしょうか——わからないですね。結局、獣医さんとのつながりというのが、声を吸い上げるときに組織化されていないという声を聞きました。例えば特定疾病のないモデル地域の構築となったときに、獣医さんは大事なんじゃないかなという気がするのです。

○永山総合政策課長 協議会そのものについては余り詳しくないものですから、ただ、今、御指摘のあった民間の獣医師さん、あるいは共済の獣医師さんとの連携プレーができていないということについては、検証委員会あるいは検証チームの中でもかなり実感をしているところでございます。これからいろんな畜産を再興していく上で、家保と獣医師さん、あるいは県と獣医師さんとの連携というのは非常に大事だということと考えておまして、農政水産部のほうも、そういうシステムの構築というか、関係の構築には努めていきたいということでございます。

それと、地域の声が十分に届いていないということについては、火曜日でしたか、被害者協議会から陳情がございましたけれども、これについてもそういう声がたくさんございました。県として反省すべき点は多々あるのではないかなというふうに思っております。これからどうやったら改善できるのかということは考えてい

く必要があると思っております。

○河野副委員長 県の口蹄疫復興対策について財源300億という基金、確認ですけれども、公共事業関係は認められませんでしたけれども、要望として何億上げていたんですか。

○永山総合政策課長 300億の支援をお願いしまして、そのうちの200億が公共事業、ソフト事業が100億ということでございます。

○河野副委員長 結局、それを認めない中で、単純に90億と54億で144億、今の段階ではこれでも何とか施策を打っていくということですか。

○永山総合政策課長 ソフト事業でやろうとしていたものについては、この90億、それから、1,000億の20億の運用益、このあたりで随分工夫をしながらということになりますけれども、ある程度はやれるんだろうというふうに思っております。ただ、公共事業を打つことで景気の刺激をする、雇用を維持するという部分については、今現在は担保されておきませんので、国の交付金等を十分に活用して、宮崎県にどれだけ引っ張ってこれるかということにかかってくるのではないかな、これからの努力次第だというふうに思っております。

○押川委員長 ほかにはございませんね。それでは、以上をもちまして県民政策部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時20分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。

○稲用総務部長 総務部の説明をいたします。

お手元に配付しております総務政策常任委員

会資料をごらんいただきたいと思います。今回、御報告いたしますのは、1ページの宮崎県口蹄疫対策検証委員会の調査状況について及び3ページからになりますが、平成23年度当初予算編成方針のポイントについてであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させますので、よろしく願いをいたします。

私のほうからは以上でございます。

○大坪行政経営課長 それでは、宮崎県口蹄疫対策検証委員会の調査状況について御説明をいたします。

委員会資料の1ページをごらんください。まず、1、調査活動の経緯についてであります。御案内のとおり、今回の口蹄疫に関する一連の対策につきまして、専門的かつ客観的な観点から検証を行うため、外部の有識者を中心とする宮崎県口蹄疫対策検証委員会を設置いたしまして、その表にありますように、8月25日の第1回委員会から実質的な調査検証活動を進めてまいりました。9月にはアンケート調査や現地調査等も開始しまして、また、10月には第2回委員会、第3回委員会を開催しながら、今回、どのような問題があったのか、中間的な論点整理という形で取りまとめを行ったところでございます。なお、第3回委員会からは、先般、退任しました副知事にかわりまして、総務部長が委員を務めております。

そのような中で2のアンケート調査の結果についてであります。現在までに約650名の方から回答をいただき、さまざまな御意見を集約することができました。多かった御意見につきまして、枠内にそれぞれの段階ごとに整理をいたしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

まず、総括的なお話ですけれども、①、県内

だけで、4カ月で終息したことはよかったです。②、県内外の関係者の尽力、協力に感謝している。県民総力戦で対応できた。そんなプラスの評価があります一方で、③ですが、国や自治体等の防疫体制や注意喚起の甘さ、住民の危機意識の低さが明らかになり、今後の教訓を得られた。農家の防疫意識も高まった。④ですが、現状にそぐわない法律が防疫措置の足かせになったんじゃないか。実態を踏まえた法律の改正が必要。そういった今後の課題についての指摘もございました。

それから、具体的な段階ごとですが、事前予防段階では、①、空港や港湾での水際対策を強化すべき。②、防疫対策の訓練をするべき。③、経営者が地元にはない企業経営の農場については、地元との交流がなく内部が見えにくいので、国や県がしっかりと指導観察や情報収集をすべきだ。そんな御意見がございました。

右のほうをごらんいただきまして、初動対応の段階ですけれども、①、口蹄疫を軽く考えていたのではないかと。初動対応のおくれが拡大の原因だ。10年前の教訓が活かされていない。②は国や自治体の対応についての批判。③は家保の判断についての疑問。④が検査結果の判定についての提言、そんなものがございました。⑤ですが、感染原因を徹底的に究明して絞り込んでほしい。今後の防疫対策につなげることが必要。そうでないと農家は安心して経営できない。特に川南町の県外企業経営の農場を徹底的に調べるべきだといった御意見もございました。⑥は道路封鎖の問題。⑦が消毒の問題。⑧も消毒の問題。そういったことに関する指摘もございました。⑨は情報提供に関する指摘でありました。

蔓延段階に入りますと、①が埋却地の確保が

おくれたことが拡大の原因だ。自己責任での埋却地確保を求める余り、処理がおくれた。そういう中で徐々に共同埋却地が確保されたことはよかった。殺処分現場で指揮系統が不明確で、段取り等が悪かった。臨床獣医師の投入が遅かった。そんなふうな御意見がございました。

最後に、その他ですけれども、ワクチン接種について、実施までの間がなく、説明が不十分だった。共済の支払いに差があるのが理解できない。補償金の支給を急いでほしい。それから、一番多かった御意見なんです、全国からの義援金や物資、励ましのメッセージ等の支援に感謝している。そんなふうな内容でございました。

次に3、中間的な論点整理でありますけれども、検証委員会では、庁内調査チームと連携しまして、現地調査やヒアリング調査も進めてまいっておりますが、去る10月29日に開催しました第3回の委員会で、これまでの調査検証の結果をもとに、中間的な論点整理を行い、公表したところであります。内容は別冊として配付していますので、後ほど、説明をいたします。

4の今後の予定につきましては、中間的な論点整理でまとめました論点を中心に、さらなる調査検証作業を進めていくことにしておりますが、具体的には、引き続き現地調査やヒアリング調査を実施しながら、調査報告書の取りまとめに向けた作業を行っていくこととしております。次回の第4回委員会は12月上旬に開催しまして、報告書の素案について協議する予定といたしております。

それでは、別冊の中間的な論点整理について御説明したいと存じます。表紙をめくっていただきまして、全部で6つの論点に分けて整理いたしております。それでは、論点ごとにポイン

トを絞って御説明をしたいと存じます。

まず1点目ですが、論点1、発生前の防疫に対する意識、対策等は十分であったかということなんですが、特に検証すべき事項の①にありますように、韓国等での発生を踏まえて、国家防疫を担う国、法定受託事務を担う県の危機意識は十分であったか、そういった点につきまして、右のほうに具体的な問題等については丸、それらをもとにした今後対応すべき内容につきましては菱形で表示をいたしておりますが、1点目の丸ですが、県は市町村等を対象とした説明会は実施していますが、各農家にまでは注意喚起が徹底されていない。それで、県としての危機意識が高かったとまでは言えないのではないかと指摘でございます。それから、4つ目の丸になりますが、国のほうも通知を発出したのみであり、韓国等での発生を踏まえて、県や農家の危機意識を高め、周到な準備をさせるというレベルまでの対応はなされていなかったのではないかと存じます。

めくっていただきまして、論点2ですが、早期発見・早期通報はできたのかという点についてでございますが、検証すべき事項で①と②についてありますように、1例目とか6例目について十分な検査をすべきではなかったかという点であります。それにつきましては、1例目につきましては、当時、口蹄疫の典型的な症状とされていたものではなく、感染の広がりも確認されなかったために口蹄疫ではないと判断したものであり、意図的な見落とし、報告おくれがあったものではない。しかし、2点目ですが、県としては、韓国での発生を受けて、市町村への説明会等を行っていた状況にあり、リスクが少しでもあれば検査を行う（検体を送付する）という姿勢が必要だったんじゃないか。そうい

う中で、対応すべき事項としまして、口蹄疫の多様性に着目しまして、今後は典型的な口蹄疫の症状という考え方そのものを改めるべきではないか。そして、その上で農家や担当の獣医師から依頼があった場合には、原則として検体を送付するシステムにするべきではないか。そういった場合には、検体送付の回数が多くなりますので、その検体のレベルに応じて、市場の閉鎖等の取り扱いを段階的なものにする必要があるのではないか、そういった意見がございます。

③ですが、感染原因、感染ルートの解明を急ぐべきだということにつきましては、右側の丸ですけれども、初発がどこかということも重要ですが、それ以上に日本にどのようにしてウイルスが持ち込まれ、どのようなルートで宮崎に感染したのか、これを明確にしなければならない。10年前のような中途半端ではいけないということ。それから、菱形のほうの1点目になりますけれども、国の疫学調査、現在されていますので、その調査ですとか、検証委員会での究明を期待する。感染原因が特定できない場合であっても、感染源として疑われるものの可能性に言及することが、今後の防疫対策を進める上で必要だと考える。その次、科学的に初発がどこなのかを解明できるような疫学調査のルールを定める必要がある、そういったことの指摘をいたしております。

④ですが、現行のシステムでは早期に通報したものが初発とされてしまうという問題がございます。そういうことに対しまして、初発とされた農家の精神的ダメージが大きいということ。それと、いろいろ調べてみますと、6例目あるいは1例目の農場の感染より前に感染が起きていた農場がなかったとする証拠は現在のところございません。したがって、そこら辺は十

分に国のほうでも調査究明を進めていただくようにということをお話をしているところでございます。

めくっていただきまして、次の論点3ということになりますが、初期対応段階の判断・処置は適切であったかという問題につきまして、特に②、③で消毒ポイントや道路封鎖等について検討をいたしておりますが、右のほうにありますように、消毒ポイントにつきましても、防疫指針に基づいて実施をされております。逐次、国のほうと協議を行いながらされておりますので、その防疫指針に照らせば大きな問題点はなかったのではないかと。ただし、その次が問題なんです、今回の事態の進展を見きわめて、渋滞等に対する県民の理解・協力を求めながら、防疫指針を上回る措置を行うことを検討する必要があるのではないかということでございます。

④になります、なぜ、蔓延を防ぐことができなかつたのかという問題ですけれども、右のほうで2つ目の丸にありますように、今回の大きな反省点といたしまして、国、県共通して、発生確認農場の順で感染が広がっているという漠然とした認識があったのではないかと。もっと早い段階で同時多発的な面的広がりを認識して、防疫指針を超えた抜本的な対策を検討する必要があるのではないかと。5月初旬の段階で県からワクチンの接種または予防的殺処分について国に検討を依頼しているんですが、国はこの時点で判断を行うことも必要だったのではないかと。という指摘がございます。

めくっていただきまして、論点4になります、蔓延段階や特措法に基づく判断・処置は適切であったかということですが、①の殺処分等の進め方、指揮命令系統は明確だった

のかということですが、右のほうにありますように、これほどの大規模な発生は初めての経験だったということで、現場が相当混乱していた。2点目ですが、殺処分や埋却の具体的な方法が確立していなかった。そういうことで今回の件を踏まえまして、いろいろな作業ごとに必要な体制を再検討するとともに、全体を指示できる責任者の配置等も検討すべきであるという指摘がなされております。

時間の都合で先に参りますが、ページをめくっていただきまして、論点5になりますけれども、県の危機管理体制に問題はなかったのかという点ですが、①の口蹄疫防疫対策本部は十分機能したのかということなんですけれども、2つ目の丸にありますように、実際の防疫体制の実施に当たりましては、いろんな業務についてほとんど畜産課を中心とした農政水産部だけで対処しようとした、それで全体的に十分に機能しなかったのではないかという指摘がございます。そこで、今後はということなんです、発生した段階で関係部局の職員が同じフロアに集まって情報の共有、客観的な状況分析、そういったものをしながら、的確な戦略を立てて実行できる体制を迅速に構築する必要があるという指摘がなされております。

②の現地対策本部につきましても、川南と新富に設置されたんですけれども、2つ目の丸にありますように、結果として人員の有効活用や計画的な処理ができなかったということで、今後は、農林振興局の有効活用も含めて、現場である程度独自の判断ができて、本庁とも必要な調整ができるような一定の権限、責任を持った組織を設置する必要があるのではないかということでございます。

それから、次のページ、最後になります、

論点6、関係機関相互の連携・協力の問題ですが、①にありますように、国との連携・協力について問題はなかったのかということなんです、右のほうの丸になりますけれども、状況報告を随時行って、対応方針についても随時協議がされていたんですが、菱形の1点目で記していますように、抜本的な対策を適時的確に打てるようにするためには、国と県の責任者が同じテーブルで情勢分析をして、方向性を検討するような場を設定する必要があるんじゃないか。日ごろから十分な連携を図っておくことが必要ではないかというふうな指摘がございました。

以上がざっと中間的な論点の整理についての御説明なんです、検証委員会では、今後、さらなる調査検討作業を行いまして、でき得る限り真相の究明に努めるとともに、今後の対策についても提言していくことといたしております。

私からは以上であります。

○日隈財政課長 次に、平成23年度当初予算編成方針について御説明いたしたいと思います。

資料の3ページをごらんください。ここにはポイントということで概要をまとめた資料をつけておりますけれども、まず、1の基本方針として、(1) 財政改革の着実な実行、(2) 役割分担等を踏まえた施策の構築・県民の総力を挙げた実行、(3) 骨格予算としての編成ということで3つ掲げておりますけれども、欄外に説明書きもございますので、御説明したいと思います。

まず、財政改革の点ですが、予算編成における収支不足を圧縮し、基金取り崩しに頼らない持続性のある財政構造への転換が一番の課題でありますので、最重要課題として取り組んでまいりたいと考えております。2つ目にあ

りますが、すべての事業を必要性や役割分担の観点から検証しまして、事業実施に当たりましては、県民との連携・協働に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。3つ目ですけれども、年明け1月が御案内のとおり、知事の改選期に当たりますことから、今回は骨格予算として編成いたしますけれども、編成作業としましては、暫定的に通年予算として各部局からの要求を受け付けまして、作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2つ目の枠ですけれども、歳入に関する事項でございます。まず、(1)として、国における税制改正等の動き等を十分踏まえて、歳入確保に努力していきたいというふうに考えています。(2)財政の健全性を確保するためということで、県債発行については抑制基調で臨んでまいりたいというふうに考えております。

(3) 徹底的な見直しによりまして自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

この中で特出しで御説明しますと、下のほうに説明がありますが、4つ目、自主財源の関係ですけれども、使用料・手数料の見直しを行った上に、財産収入・広告収入等の確保には積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。そして一番下ですけれども、国の経済対策で設置された基金につきましては、その有効な活用を図ってまいりたいというふうに考えております。来年度までの設置の終期を迎えるものが多いものですから、ここ基金の活用については積極的に取り入れていきたいというふうに考えております。

右のページに移ります。3の歳出に関する事項であります。まず(1)には、義務的経費を含めまして、事務事業についてはゼロベースから徹底した見直しを行ってまいりたいというふ

うに考えております。その上で、(2)ですけれども、いわゆる財革の観点からということで、ことしも予算要求限度額、下のほうに表がございますけれども、このようなシーリングを設けて予算編成作業を進めてまいりたいというふうに考えております。この中で変更点として、まず、公共事業の補助公共事業費につきましては、国がまず概算要求の関係で、平成23年度予算の概算要求組み替え基準を示されております。これを踏まえまして、前年度比で90%以内ということとさせていただきたいと考えております。そのほかの事項は数値的にはほぼ同様のものを予定しております。

戻りまして、上の枠の中の(2)のところ「なお」で書いておりますけれども、国における予算措置の状況あるいは制度改正の検討状況といったものを見きわめませんと、なかなか来年度の姿が見えませんが、これについては予算編成の過程において適切に対応してまいりたいというふうに考えております。例えば、子ども手当の取り扱いであるとか、それぞれございますので、そういったものは編成過程で対応してまいりたいというふうに考えております。

下のほうに移りまして、留意点で幾つか書いてあるんですけれども、幾つか触れさせていただきますと、ぽつの3つ目で、先ほどちょっと申し上げましたが、すべての事務事業について国、県、市町村、県民、それぞれの役割分担、そのところを明確に判断して予算編成を進めてまいりたいというふうに考えております。次の4つ目のぽつですが、これは県内部ですけれども、職員一人一人にコスト意識を持っていただいて予算編成に取り組んでいただくということ、また、ゼロ予算施策についても、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えており

ます。6つ目のぼつになりますが、予算編成過程の透明性についても、引き続き検討して、少しでも改善を図ればというふうに考えております。最後のぼつなんですけれども、一般会計のみならず、特別会計（13会計）、ほか公営企業会計、公社、第三セクターまで含めて、県全体の財政状況について見きわめていきたいというふうに考えております。特に公営企業会計では、病院事業会計が、中期経営計画の見通しが22年度で切れますので、23年度以降のあり方について、財政課も協議に加わって予算編成を進めてまいりたいというふうに考えております。

この資料については以上ですけれども、お手元に別冊で予算編成の本文につきましては配付させていただいておりますので、後ほど、御参照いただきたいと思います。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○押川委員長 執行部の説明が終わりました。委員の皆様から質疑はございませんでしょうか。

○鳥飼委員 1点だけ状況報告なりお聞きしたいと思うんですけれども、論点整理のところ、全体的にはあったんですけれども、4ページに大規模農場では云々というのがいろいろ書いてありますけれども、僕らも調査に行って、被害に遭われた農家の方の御意見やらもかなり聞いてきたんですけれども、それについての議論の状況、例えば、ここに「外部の獣医師が定期的にチェックを行うことも必要ではないか」とか、現状で他県のOBの獣医師さんが1人しかいなかったというようなお話も聞いていますけれども、そういう大規模なところには必ず1名置くなりですか、そういうふうなことが今後必要だということで、ここにも書いてありますけれども、主に大規模農場に対する議論についてはどういう議論が展開されたのか、その点だけお

聞きしたいと思います。

○大坪行政経営課長 大規模な経営の農場、第7例目で発生したところなんですけれども、現地に行って周辺の農家からヒアリングをしますと、さまざまな御意見、御心配がありました。したがって、そういうことを具体的にチェックをして、事実がどうだったのかという確認作業を今、進めております。そういう中で、このまま再開されては地元の農家は大変不安だ、困るという切実な御意見がありますので、先ほど委員もおっしゃいましたように、例えば、管理獣医師をどうするのかといったような問題や、地域からはその農場の内部が見えにくい、何をしているのかわからないといった不安もありますので、そういったところを行政が一定程度、監視指導をするといったことも必要ではないかという議論もありますので、そういったことを踏まえながら、まず1番目は事実関係をできるだけ正確に調べるということ、そして2点目は、今後、経営を再開される際に、周辺の農家が安心して再開できるようなシステムを構築することが必要ではないかというふうに考えております。

○鳥飼委員 議論をぜひよろしくお願いしておきたいと思うんですけれども、法令で規制をするなり、もしくは条例で規制をするなりということが必要ではないかなというような気もいたします。私は非常に不安に思っていますので、そこ辺の議論の推移なりを見ながら、適切な対応なり方針なり出していただくようお願いいたします。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○松村委員 確認なんですけれども、4ページ、「6例目あるいは1例目の農場の感染より前に感染が起きた農場がなかったとする証拠はない」

ということは、宮崎県での初発は6例目か1例目ですよということですか。

○大坪行政経営課長 それは全く逆です。農水省は、今の検証委員会の中で6例目が初発ではないかというふうに言っているんですね。ただ、6例目が初発だという根拠は、たまたまそこは3月31日に検体を採取したものがあって、それを調べたら一部が陽性だったということで、結果的に言うと、そこが一番最初じゃないかというふうな判断をしているんですが、実は、そのほかの農場について、その段階ですべての検体が残っているわけじゃないんですね。例えば、3月31日の段階であちこちの農場で検体があって、それを調べられれば6例目が初発だったということになるかもしれませんが、そういうことがない中で、たまたま6例目の農家が早く気づいて、早く通報して、検体があったということだけをもって6例目が初発だと判断するのはおかしいんじゃないですかと。したがって、6例目が初発だという証拠はないし、ましてや、1例目が初発だという証拠もない中で、きちんとできる限り調査をすべきじゃないですかというのが県の委員会の判断でございます。

○松村委員 わかりました。確定はまだこの段階ではできませんよということですね。

○武井委員 論点整理で御質問します。非常に整理はされていると思うんですけども、確認ですけれども、この会議は非公開ということですから、最終的に議事録の公開なんかはされるんでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○大坪行政経営課長 最終報告書でかなり詳細にまとめをすることになると思います。それについては公開をする予定にいたしております。

○武井委員 議事録として逐一、名前は伏せても結構ですけれども、だれがどういう発言をし

たということは公開されるのかということをお伺いしております。

○大坪行政経営課長 今回の議事の内容につきましては、個人情報の問題、中途の不確定な状況の中でのさまざまな議論ということになりますので、非公開ということで進めております。したがって、議事録を公開することまではまだ検討されていません。

○武井委員 充実・整理はされているんですけども、どういう議論があったか、議事録もないのでは、ここに書いてあることでしか判断できないわけですけども、平たく言えばこれを信じろという話でしかないのか、つまり、議論の内容がこういった報告書にちゃんと誠実に記載されるかどうかということは何の保証もないというか、資料をつくるに当たって、県の判断でこれは記載する、しないというようなことになりかねないんじゃないかと思うんですけども、その辺は私たちが信じてくださいみたいな話なんですか。

○大坪行政経営課長 これは何も県が作成しているわけじゃないです。あくまで検証委員会としての議論を踏まえて整理した文章でございます。実際、先般の第3回の委員会でも、それまでの議論を整理した案文をつくって議論したんですけども、相当修正がございました。その結果がこれで、これについては、終了後に座長が記者会見をして説明をしたという経緯がございます。したがって、その中身について、どなたがどういったことを言ったかというのは非公開ですけれども、委員会として議論した結果がこれだということで御理解いただければというふうに考えております。

○武井委員 最終的には委員の皆さんがこれで全員で合意してということであればですけど

も、そもそも内容が、議事録自体も公開されない、議論も非公開ということの中ですから、そういう意味では、今後も含めてですけれども、できるだけ詳細に、なおかつ、客観的にしっかりと公開されるということ信じざるを得ないという話ですから、そこはくれぐれもお願いをいたしたいと思います。

その上でなんですけれども、5ページの③、地域から防疫指針を超える交通遮断の要望があったとき、適切に判断できなかったことが問題だと。それは問題なんですけれども、本当に究明するというのであれば、判断できなかったということが問題だということであれば、実際にそういう判断をした人、ないしは判断をしなかった人というのを本当に究明するのであれば、本来、委員会に来ていただいて、そのときはどういうことでこういうふうにおくれたんですかとか、そういうようなヒアリングまであってしかるべきだと思うんですけれども、問題だった、問題だったということは言えるわけなんですけれども、そういった中で、実際にそういう担当だった人をどれだけ呼んで、どれだけヒアリングなりというものが実際にこの会議の中でなされているのか、お伺いしたいと思います。

○大坪行政経営課長 かなり具体的に今、ヒアリングとか現地調査をやっている段階でございます。農場でいいますと、大体20ぐらいの農場に行ってお話を聞きましたし、当時の関係者からも広範に話を聞いております。そういう中で、大きくまとめますとこういうふうな指摘が現段階ではできるのではないかとございまして、これはあくまで現地調査等を踏まえた結果ということでございます。

○武井委員 遮断をするかしないかというのは、多分、最終的に県の判断があったと思うんです

ね。現地調査というのはわかるんですけれども、県の職員の中でしかるべき人が遮断をするであるとか、ないしはしないであるとか、そういったことは当然判断をしているわけですから、ここで私が伺っているのは、県のいろんな施策判断において、そういった会議の中に担当職員に来てもらって、そういう判断なりの経緯等についてのヒアリング等がどの程度行われていたのかということについて、伺いたいと思います。

○大坪行政経営課長 それについても、今、並行してヒアリング調査をやっております。まだ現段階では十分ではないですから、今後も引き続きやっていくと。職員についても現在やっているということでございます。

○武井委員 この件については最後にいたしますけれども、繰り返しになりますけれども、結局、議事録も出ないわけですから、本当に皆様の活動というものを、私たちは出たものを信頼していくしかないということですから、そのあたりは、後々こんなはずじゃなかったということにくれぐれもならないように、ぜひ、客観的に情報提供をお願いしたいと思います。以上です。

○押川委員長 あと5分で12時になりますけれども、このまま継続させていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員 予算編成方針についてお尋ねしますけれども、維持管理経費分の県単公共事業、これは国県道沿いの除草作業なんかも入ると思うんですけれども、現在、5～6年前と比べてどれぐらいの削減になっているんですか。

○日隈財政課長 維持管理経費については、手元数値はないんですが、大幅な削減にはなっていないと思います。どうしてもかかる費用で

ございますので、その分については、ここには所要額という言葉にしておりますけれども、必要な額を措置しておりますので、例えば、前年とほぼ同額とかいう措置で来ておりますので、この部分はそう大きくは変わっていないと思います。

○横田委員 ことし特に気になったんですけれども、国県道沿いの花壇とかツツジとかの植栽の中にカヤとかが物すごく生えていて、逆に花壇とか植栽とかなけりゃいいのと思うぐらいいっぱい草が生えていましたね。ガードレールなんかも見えないぐらい立ちかぶっていて、観光立県を標榜する本県が本当にこれでいいのかなと物すごく感じたんです。所要額だから必要な額を出していただけると思うんですけれども、せめて主要道路とか観光道路沿いの除草作業とかには、事業量をふやしてでも予算を確保していただきたいというふうに思うんですけれども、ことし、特にそれを感じたものですから、それはお願いしておきます。

もう一つ、ゼロ予算施策についてですけれども、これも4～5年前に始まった事業だと思うんですけれども、当初から比べて今、どれぐらいふえているのでしょうか。大体でいいです。

○日隈財政課長 ことしのゼロ予算で10数件出しております。ですから、ここ5年ぐらいしてきておりますので、件数的には100件前後はふえているんじゃないかと思うんですけれども、ただ、終わってしまっている事業もございますので、そのところはまだカウントはしておりません。いずれにしても、基本的には、県有財産の活用であるとか、あるいはPR活動、予算を使わなくても日常活動をさらに活性化させるとかいう取り組みは、今後ともふやしていきたいというふうに考えております。

○横田委員 私はこのゼロ予算化というのは非常にいいと思うんです。県民に対して、何もかも行政に頼るんじゃないくて、県民みんなでやってみようねというような事業もできると思うんです。ちょっと背中を押してやることで県民の意識喚起といいますか、それにもつながるような事業もたくさんできると思いますので、ぜひ、そういう事業に対しても御検討をいただければと思います。

それと、検証委員会のことでお尋ねしますが、空港等での水際対策の強化ということがありますけれども、今、宮崎空港に行くと、何か防疫体制はとられているのかなと思うんですけれども、どうなんですか。

○大坪行政経営課長 現地に行ってはっきり確認したわけじゃないんですが、聞いたところによりますと、国際線のほうはそれなりの防疫措置が講じられているということでございますが、国内線のほうはそれほど現在はないんじゃないかなというふうに理解しております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 検証委員会の調査状況でお伺いしたいんですけれども、アンケート調査を行って、650名からの回答が寄せられたということですが、アンケート用紙を送ったということですが、どのぐらいの数になるんですか。

○大坪行政経営課長 その資料にございますが、2のアンケート調査の結果で対象者ということで、それぞれぼつがございます。行政機関、関係機関、関係団体、発生農家につきましては1,300、県内獣医師は約360、これらにつきましては、直接、アンケート用紙を郵送いたしました。県民とか県職員は、どなたでも回答できるということで御回答をいただくシステムを採用しました。

○前屋敷委員 直接被害に遭われた農家とか、直接・間接的な影響を受けたところの方々の状況は、正確につかんで今後に生かさなきゃならないというふうに思うんです。12月上旬には報告素案ができるという計画になっているようですが、あと1カ月しかない中で、まだ現地調査とか、今後の予定に書いてあるんですけども、できる限り現地調査期間に声を聞いたり、現状を把握するということが本当に大事なことだと思うので、この1カ月の間にこれだけ消化できるのか。

○大坪行政経営課長 まず、アンケート調査につきましては、きょうは概括的な御報告でしたけれども、次回はどなたがどんな御回答をされているのかといった、そういう対象者ごとの分析等もしてみたいというふうに考えております。

それから、今後の予定についてですが、12月上旬は、あくまでも素案の第1回目の検討ということですので。多分、そこまでに必要な調査は全部終了しないだろうと思いますので、12月下旬、あるいは場合によっては1月までずれ込むのではないかと考えております。要は、地元の検証委員会ですから、地元に着した丁寧な調査をするということをモットーに進めていきたいと考えております。

○押川委員長 ほかにございませんか。その他でも結構です。

○武井委員 その他で1点だけ、総務部ですので伺いますが、私、いろいろ御相談があつてやっていた旧公会堂のステンドグラスの件についてお伺いをいたしたいと思うんですけども、公会堂にありましたステンドグラスが、県が置県100年でいろいろ巡回展までしたわけですけども、今、いつの間にか都城のリサイクルショップで売られていて、その結果、それを今、志布

志市の方が相当な金額で購入をされているという状況なんですけれども、再三いろいろ伺っておりますが、県として特段に調査をしているのか、また、買い戻しをするということもないということなんですけれども、事情の経緯と、今後どのようにしていくつもりなのかをお聞かせください。

○緒方総務課長 ステンドグラスの件でございますが、新聞報道にもございました。武井委員にもいろいろとお話をいただきました。それで、現在やっておりますのは、警察等に相談したんですけれども、もう一度、当時の経緯をしっかり調べられたらどうでしょうかというようなサジェスションもございまして、今、再度、当時の方々にお話を聞いているところでございます。もう一点、博物館とか美術館のほうにも、どうすればいいかというか、その辺の価値がどの程度あるのかというようなことも御相談を差し上げているところでございます。以上でございます。

○武井委員 これは非常に大変なことで、要は県の財産であるものがリサイクル屋で売っていたわけですね。そこはまず徹底的に調査していただきたいということがありますが、とにかく、物が個人の方のところにあつて、個人の方がネットショッピングで売ろうとしたりとか、また、「なんでも鑑定団」に出すとか、今はそういう話になっているわけなんですけれども、そういった意味で、一刻も早く県として適切に管理ができる体制を、買い戻しも含めて、ぜひ、検討していただきたいと思うんですが、最後にそれについての方向性を改めて伺いたいと思います。

○緒方総務課長 まだ買い戻すということは考えておりません。今から再度詳しい調査をいた

しまして、どうするか、それは後ほど検討したいと思っております。

○武井委員 進捗があれば委員会でもまた適宜適切な御報告をいただくように、これもまた委員長にもお願いしたいと思います。

○押川委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして総務部を終了いたします。

執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後0時6分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

皆様方から何もないければ委員会を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午後0時6分閉会